【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年６月27日
【会社名】	原信ナルスホールディングス株式会社
【英訳名】	HARASHIN NARUS Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　原　　和　彦
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市中興野18番地２
【電話番号】	（0258）66－6711（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役執行役員　　山　岸　豊　後
【最寄りの連絡場所】	新潟県長岡市中興野18番地２
【電話番号】	（0258）66－6711（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役執行役員　　山　岸　豊　後
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成25年６月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年６月26日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	１株につき25円　配当総額436,746,900円
剰余金の配当が効力を生じる日	平成25年６月27日

第２号議案　当社と株式会社フレッセイホールディングスとの株式交換契約承認の件

当社と株式会社フレッセイホールディングスは、平成25年４月12日開催のそれぞれの取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社フレッセイホールディングスを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

ついては、本株式交換契約の承認をするものであります。

第３号議案　定款一部変更の件

① 株式会社フレッセイホールディングスとの株式交換により、同社が当社の完全子会社となることに伴い、新たな企業集団となったことを明確にするため、第１条（商号）を変更するものであります。

② 株式会社フレッセイホールディングスとの株式交換により、同社が当社の完全子会社となることに伴い、同社の事業目的を勘案し、第２条（目的）に定める事項を追加するものであります。

③ 本議案の承認可決による定款の変更時期は、第２号議案の承認可決及び効力の発生を条件とし、定款変更の効力発生日を明確にするため附則を設け、併せて、附則の扱いに関して定めを設けるものであります。

第４号議案　取締役２名選任の件

第２号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、一層の経営基盤の強化、充実を図るため、取締役２名の選任するものであります。

なお、本議案の承認可決により選任されます取締役の就任の時期は、第２号議案の承認可決及び効力の発生を条件とし、平成25年10月１日（予定）とするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

植木威行、加部敏夫

第５号議案　監査役１名選任の件

第２号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、一層の監査体制の強化、充実を図るため、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の承認可決により選任されます監査役の就任の時期は、第２号議案の承認可決及び効力の発生を条件とし、平成25年10月１日（予定）とするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

藤田友三郎

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第１号議案 剰余金処分の件	128,036	25	0	(注) 1	可決　87.04
第２号議案 当社と株式会社フレッセイホールディングスとの株式交換契約承認の件	128,016	44	0	(注) 2	可決　87.03
第３号議案 定款一部変更の件	127,981	79	0	(注) 2	可決　87.00
第４号議案 取締役２名選任の件				(注) 3	
植　木　威　行	126,865	1,195	0		可決　86.24
加　部　敏　夫	126,863	1,197	0		可決　86.24
第５号議案 監査役１名選任の件				(注) 3	
藤　田　友三郎	128,007	52	0		可決　87.02

(注) 1　出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2　議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。

3　議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4　賛成の割合は、出席した株主の議決権の数（事前行使分及び当日出席分（途中退場した株主の議決権の数を含む））に対する割合であり、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本定時株主総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本定時株主総会当日出席株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。